

第2次島田市自殺対策計画
～ひとりにさせない支援に向けて～
概要版

計画策定の趣旨

本市では平成30年度に「島田市自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援の実現に向けた施策・事業を展開してきましたが、この度、計画期間の終了にあわせて、「第2次島田市自殺対策推進計画～ひとりにさせない支援に向けて～」を策定します。本計画では、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるという前提のもと対策を進めます。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

計画の数値目標

本市では、自殺死亡率を令和8年までに、平成27年比平均自殺死亡率から30%減少させ、以降はその数字を維持することを目標とします。

●全体指標

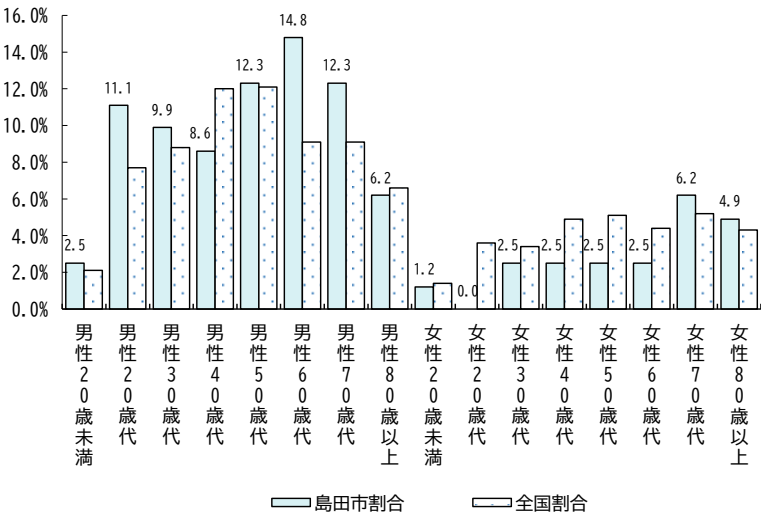
項目	現状※	目標 令和8年以降	出典
自殺死亡率（人口10万対）	16.5	12.5	地域における自殺の基礎資料

※平成30年～令和4年までの平均自殺死亡率

統計資料からみた島田市の現状

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計	平均
自殺者数（自殺日・住居地）	19	17	16	10	19	81	16.2
自殺死亡率（自殺日・住居地）	19.1	17.2	16.3	10.2	19.6	-	16.5

（単位：人）



資料：地域における自殺の基礎資料

島田市の主な自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターで作成された自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルでは、以下のような本市の推奨される重点パッケージ及び特徴が示されています

島田市の重点パッケージ

- 高齢者
- 生活困窮者
- 子ども・若者
- 勤務・経営

●島田市の特徴（平成30年～令和4年合計）（自殺統計（自殺日・住居地））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な 自殺の危機経路
1位：男性60歳以上 無職同居	14	17.3%	36.2	失業（退職） →生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患 →自殺
2位：男性20～39歳 有職同居	8	9.9%	23.0	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業） →パワハラ＋過労 →うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上 無職同居	8	9.9%	12.3	身体疾患→病苦 →うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳 有職同居	7	8.6%	13.1	配置転換→過労 →職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗 →うつ状態→自殺
5位：男性60歳以上 有職同居	6	7.4%	18.7	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ →アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ →うつ状態→自殺

資料：島田市地域自殺実況ファイル 2023

自殺対策計画の施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「4つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。そのため、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」、「事前対応の更に前段階での取り組み」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「4つの重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者及び子ども・若者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題等に焦点を絞った取り組みです。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を集結させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

基本施策

「自殺対策を支える人材の育成」、「地域におけるネットワークの強化」、「市民への自殺対策の普及啓発」、「リスクの高い人への支援の強化」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない5つの基盤的な取り組みとして基本施策に位置付けます。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

(1) 自殺対策を支える人材の育成

多種多様な悩みや生活上の困難を抱える住民を早期に発見し、必要な支援につなげるために「ゲートキーパー」の養成を推進しており、保健、医療、福祉、教育、労働といった各分野の職員・関係者のほか、一般の市民に対しても研修会等を開催し、人材によるセーフティネットの構築を推進します。
また悩みを聞いた人が心身の不調を来さないような取り組みが重要となります。「ゲートキーパー養成講座」で、ゲートキーパー自身が悩みを抱え込まないよう啓発をします。

(2) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、市、関係団体、企業、市民等で連携・協働するネットワークの強化に努めます。また、柔軟な支援体制を構築するため、既存のネットワークとの連携を図り推進します。
さらに、重層的支援体制整備事業と協働したネットワークの構築に努め、支援を必要とする人の早期発見・早期支援につなげます。

(3) 市民への自殺対策の普及啓発

自殺に追い込まれる状況は「誰にでも起こり得る危機」であることの理解促進を図るとともに、誰かに援助を求めることが正しいという共通認識の普及に努めます。さらに様々な特性や課題をもつ人がいること等の多様性を理解し、さまざまな困りごとが、適切な支援につながるための相談窓口等に関する情報を提供します。

(4) リスクの高い人への支援の強化

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、自殺リスクを低下させる必要があります。
居場所づくり、自殺未遂者への支援など「生きることの促進要因」の強化につながる取組を推進します。また、相談支援における連携を強化し、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた体制を整備（重層的支援体制整備事業）し、早期発見・早期支援につなげます。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が直面する困難・ストレスは多岐にわたるため、対処方法を身に付けるとともに、信頼できる大人に助けを求めることができるよう指導することが重要です。
市内の小中学校において児童生徒を対象に「SOSの出し方に関する教育」を実施しています。併せて、児童生徒と日々接している教職員等がSOSを察知して適切な対処ができるよう研修の実施や、電話相談やSNS等を利用した相談窓口も啓発します。

基本理念

基本方針

施策

主な取り組み

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連する施策と連携することで総合的な対策を展開する
- 3 対応の段階に応じた対策の効果的な連動を図る
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

基本施策

(1) 自殺対策を支える人材の育成

- ・様々な職種を対象とする研修
- ・市民向けゲートキーパー養成講座の開催

(2) 地域におけるネットワークの強化

- ・地域におけるネットワークの強化
- ・特定問題に関する連携・ネットワークの強化
- ・自殺対策に資する調査・分析及び情報収集の推進
- ・自殺対策従事者に対するケアの推進

(3) 市民への自殺対策の普及啓発

- ・リーフレット等啓発グッズの作成と周知
- ・一般市民向けの講演会やイベント等の開催
- ・自殺者等の名誉及び生活の平穏等に配慮、遺された人への支援の充実
- ・各種メディア媒体を活用した啓発活動
- ・インターネット、SNSにおける自殺対策の推進
- ・多様性の理解促進

(4) リスクの高い人への支援の強化

- ・ゲートキーパー養成講座の開催
- ・各年齢層への支援
- ・未遂者・遺族への支援
- ・子どもの居場所の拡充
- ・ヤングケアラーへの支援

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

重点施策

(1) 高齢者への自殺対策

- ・高齢者とその支援者に対する支援先の周知
- ・支援者の気づきの力の向上
- ・高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- ・介護者に対する支援

(2) 生活困窮者への自殺対策

- ・包括的な支援体制の強化
- ・早期発見・早期支援に向けた体制整備

(3) 子ども・若者への自殺対策

- ・子ども・若者のSOSに対する適切な支援
- ・子ども・若者が相談しやすい相談窓口の充実
- ・妊娠・出産から就職までの切れ目ない支援

(4) 働く人への自殺対策

- ・相談支援体制の強化
- ・事業所と連携しての啓発活動の推進

重点施策

重点施策とは、島田市自殺実態プロファイルに基づいて、本市における自殺のハイリスク層である高齢者、生活困窮者、子ども・若者、及び勤務・経営に焦点を絞った取り組みです。

それぞれの対象者や課題に関わる様々な取り組みを集約し、全庁一体的な取り組みとして自殺対策を推進していきます。

(1) 高齢者への自殺対策

高齢者は、自身の病気や周囲からの孤立、近親者との死別・離別等をきっかけに自殺リスクが急速に高まるケースがあるため、支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援へとつなげる必要があります。

高齢者支援に関する情報を高齢者本人だけでなく、家族や介護従事者にも広く発信し支援します。また、高齢者一人ひとりの生きがいや、地域での役割を実感できる環境づくりに努めることで、高齢者の「生きることの包括的な支援」を推進します。

(2) 生活困窮者への自殺対策

ひとつの生活課題を契機として連鎖的に生じる、複合化・複雑化した生活課題への対応が急務となっています。長期的な生活課題により自殺リスクを抱えている生活困窮者に対しては、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労や身体的、精神的な疾患に関する問題、人間関係に起因する問題等、関係機関と連携することで、より専門的な支援へとつなげられるよう、体制の強化に努めます。

(3) 子ども・若者への自殺対策

近年は学校や家庭内で子ども・若者が抱える悩みが複雑化・多様化し、小中高生の自殺者数の増加が問題となっています。

児童生徒と若年層は、どちらも共通して支援策や相談先の認知度が低く、特に成人の若年層では支援を利用することに抵抗や煩わしさを感じる人が全国的に多い傾向にあります。インターネットやSNS等を活用した相談支援等、ICTの推進を周知することで支援につなげていきます。

(4) 働く人への自殺対策

本市では労働者50人未満の小規模事業所が多い傾向にあります。全国的にも小規模事業所はメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、自殺対策の推進においては地域の関係機関と連携して事業所への働きかけが求められます。

勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、経営者・労働者双方に対し相談先の案内等を強化していきます。また、産業及び労働に関わる庁内関係各課及び地域の関係団体・事業所等との連携を図り、勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化に努め、自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

数値目標一覧

項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
ゲートキーパー養成講座の受講者数(累計)		1,289人	1,920人	健康づくり課
悩みや不安を感じたりイライラした時どうしたらいいかわからない人の割合	小学生	9.7%	0.0%	健康づくりと食育に関するアンケート
	中学生	6.3%	0.0%	
誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいがある人の割合	成人	40.6%	28.4%	健康づくりと食育に関するアンケート
	高齢者	46.2%	32.3%	
こころの講演会の開催		年1回	年1回を継続	健康づくり課
自殺予防週間および自殺対策強化月間での普及啓発		6回	6回	健康づくり課
子どもの居場所の数		14か所	21か所	子育て応援課
学習支援事業の開催場所数		8か所	8か所を継続	福祉課
SOSの出し方に関する教育を受けた児童生徒の数(累計)		866人	2,660人	健康づくり課

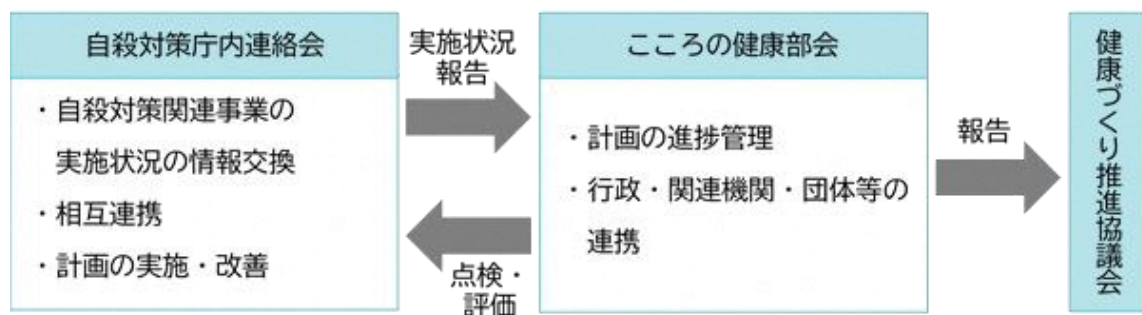
計画の推進体制

市民・地域・職域、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的かつ効果的に取り組み、自殺対策を包括的に推進していきます。

(1) 関係機関などとの連携・協働体制の強化

市民の代表や関係機関、学識経験者などから構成された「こころの健康部会」で、本計画の進捗管理を行うとともに、関係者が連携を図り自殺対策を包括的に推進していきます。

また、庁内関係各課を集め、推進に向けた連絡会を開催し庁内推進体制の整備、強化を図ります。



(2) 計画の周知

市民の自殺対策の意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、施策内容などについて、広報しまだ、ホームページ、FM島田などを通して周知し、主体的な取り組みへつなげます。